

平成23年度

特別養護老人ホーム梁川ホーム・梁川ホーム（短期入所生活介護）

事業計画

1. 事業方針

関係諸法令等の遵守、ノーマライゼーション・人権尊重の理念と「梁川ホーム運営理念」に基づき、利用者にとって最良の生活の場を提供できるように、施設自己評価等の結果を踏まえ、問題点の解消と資質向上のため最大の努力を尽くす。

地域社会においては、地元の老人福祉施設として地域に根ざした運営を図るために、地域社会のニーズを的確にとらえながら時代に合わせたサービスを提供し、利用者も地域住民も共に施設の持つ機能を安心して利用できる体制づくりと、地域住民等によるボランティア活動や福祉教育の場としても親しまれる施設づくりを推進する。

2. 事業内容

(1) 権利擁護

- ① 苦情解決委員会の活動の一環として、当施設担当の苦情解決委員会第三者委員の定期巡回（年4～6回）の実施と利用者・家族・外部事業者等との懇談会を開催する。
- ② 利用者の人権を守り、また、相談に対して適切な助言ができるように顧問弁護士の指導協力を得る。
- ③ 身体拘束その他行動制限等の廃止を徹底するための身体拘束廃止委員会の活動を定期的に行う。
- ④ 利用者の権利擁護と個人情報保護法等に基づく秘密保持の徹底を図る。

(2) 入所検討委員会の開催

- ① 施設の入所決定に、透明性と公平性を持たせるために、福島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に係る指針に基づき、入所検討委員会を開催する。

(3) 感染症予防

- ① 感染症対策委員会を通して、衛生管理と衛生教育の徹底を図り、万が一発症した場合には、関係機関との連携を図りながら感染の蔓延を最小限に抑える。

(4) 介護

- 新** ① 利用者全員に対して日常的に提供するサービスに加えて、一人一人の生活歴や趣味趣向に合わせた個別サービスを提供する。
- ② 施設サービス計画に基づく確実なサービス提供の進行管理を行い、利用者の生活スタイルに合わせた個別的なケアの提供に努める。
 - ③ 入所者・利用者の更なる安全と安心を守るために、施設が提供するサービスの質を高めることを目的として、職員一人一人の介護に関わる知識と技術の向上を図る。
 - ④ 利用者にレクリエーションやアクティビティ活動を提供する機関である「あずまや」において、虚弱な対象者向けの個別のアクティビティを充実させる。

(5) 看護

- ① 協力医療機関との連携を密にしながら、疾病の予防と早期発見・早期治療に努める。
- 新** ② 褥瘡予防委員会を定期的開催、利用者の皮膚状態を共有し、悪化予防に努め、褥

瘡ゼロを目指す。

新（６）機能訓練

①特養における機能訓練は身体機能回復のための訓練だけではなく、入所者が日常生活を送るために行う生活訓練でもあるという考えに立ち、入所者の心身の状態変化を把握しながら、機能訓練計画の作成と実践に努める。

②多職種の職員の協力を得ながら、アクティビティの要素も盛り込んだ集団リハビリを実施する。

（７）栄養

①生活の質の向上を目指した栄養ケア、安心して経口摂取ができる食事（ソフト食）、個人の嗜好を優先した安心な療養食等、利用者中心の食事、栄養管理を多職種と連携し、健全な栄養加算報酬に取り組み、質の高いサービスを安定して提供する。

新 ②食材の調達においては、安心安全な地産地消を通して地域経済に貢献する。

新 ③選ばれる施設、知名度向上を目指し、法人役員関係、そして地域の方々に機会あるごとにホームの食事を試食提供し、食事の面からも広報的な役割をする。

④牛乳パック、プラ容器、洗剤等空容器回収、廃油処理などの資源のリサイクルや無洗米使用により自然環境の汚染防止、且つ喫食率向上を目指して残菜を減らすこと等の、地球環境に配慮したエコ対策に取り組む。

⑤歯科医、歯科衛生士と連携しての口腔ケア、口腔リハビリを実施して「食べられる口」を作るとともに、食事をするための姿勢保持と適切な食事介助も含めた包括的なサービス提供により、利用者の口から食べる幸せを支える。

（８）相談援助

①ケアマネジメント体制の強化と多職種協働により、一人一人の利用者に対して、介護・医療・栄養・機能訓練の総合的で良質なサービスを提供する。

②利用者に安心して生活していただくために、ご家族と施設との連携を深めより一層の信頼関係を積み上げることを目的として、アンケート・懇談会等を実施し、ご家族の意見を反映させることで施設サービスの更なる向上を目指す仕組みを築きあげる。

③利用者に人として尊厳ある最期を迎えて頂けるよう、ご家族と施設、関係職種間の連絡調整、職員研修を行い看取りケアの充実を図る。

④サービス提供に必要な入所者、利用者の個人情報の管理について、パソコンソフトの活用を進める。

新（９）短期入所生活介護

新 ①職員は在宅サービスの充実の重要性を理解し、担当する部署における役割りを自覚しながら、他の職種との協力連携のもと、短期入所生活介護の利用がスムーズに行えるように努める。

新 ②利用者の心身の状態変化により、利用をするに当たって問題が生じた場合には、速やかなカンファレンスの開催、家族・ケアマネへの連絡相談などの適切な行動により、利用者に不利益が及ばないように努める。

（１０）事務

①関係諸法令等に対応した事務処理の充実化を図る。

②会計処理及び予算執行のより一層の適正化を図る。

③物品等の整備維持、衛生環境の向上を図る。

（１１）地域との連携

①社会資源としての施設の役割を認識し、地域に対して開かれた施設づくりを目指す。

新 ②ボランティア、学校・幼稚園・保育園など、地域との連携の在り方を検討し地域交流を積極的に推進する。

新 ③総合老人福祉施設梁川ホームとして、認知症介護委員会を中心に職員、中学生ボランティアを対象に認知症サポーター養成講座を開催する。

(12) 職員の資質向上

新 ①社会人、職業人としての言葉づかいや態度、礼儀を身につけ、地域社会に親しまれる職員の育成するため、接遇マナーの内部研修を更に力を入れて取り組む。

②施設内部における研修プログラムを確立すると共に、職員自らが自己啓発を目指して、積極的に研修に取り組むことが出来るよう支援する。

③外部研修に職員を積極的に参加させ、更なるサービスの質の向上を目指す。

(13) 安全確保

①安全管理体制の強化、防災訓練の実施、消防・防災設備の充実に努める。

(14) 施設設備

①建物・設備等の管理・整備に努め、生活環境の向上を図る。

②生活しやすさ（快適性）と安全な住まい（リスクマネジメント）に視点をおいて施設改修に努める。

平成23年度

ケアハウス広瀬事業計画

1. 事業方針

- (1) 関係諸法令等の遵守とノーマライゼーション・人権尊重の理念と梁川ホーム運営理念に基づき、利用者にとって最良の居住の場を具現化するために最大の努力を尽くすものである。
- (2) 身体状況の変化等により将来への不安を抱かぬように、利用者や家族に適切な助言や相談に応じられる体制作りをめざすとともに、介護保険制度の速やかで適切な利用により、ケアハウスが利用者にとって終の住みかになれるよう力を尽くす。
- (3) 利用者同士がそれぞれのプライバシーを尊重し、ほど良い人間関係を築きながら安心して生活できるように援助する。
- (4) 利用者の権利擁護と個人情報保護法に基づく秘密保持の徹底を図る。
- (5) できる限り自立した生活を送れるように、介護予防体操を継続する。

2. 事業内容

(1) 相談、援助等

- ①入居時には、利用者の従来 of 生活状況、家庭状況および心身の健康状態等について把握し、入居後は各種相談に応じるとともに適切な助言等に努める。
- ②心身の衰えにより理解不足になってきた利用者が、他の利用者とトラブルにならずに生活できるように生活の場面で働きかけをする。
- 新 ③認知症の症状が見受けられる利用者の家族と連絡を密にとり早期の受診を促す。
- 新 ④一緒に暮らす仲間であることを実感してもらえるように、利用者同士が協力して行なえる活動を取り入れる。
- ⑤苦情解決委員会の設置と苦情受付担当者を配置し、利用者からの要望、苦情に迅速、かつ的確な対応を図る。

(2) 食 事

- ①利用者の食生活の尊重と栄養管理に努める。
- ②食事前の手指消毒を励行し衛生管理の徹底を図る。
- ③食事は健康保持のため重要なものであり、また、大きな楽しみのひとつでもあるので利用者が一同に会し、家庭的な団欒のなか、楽しく、ゆっくり、くつろいだ食事が出来るよう配慮する。
- ④利用者自身が食べたいものを調理する機会やオーダー方式の食事を取り入れ、食の充実を図る。

(3) 入 浴

- ①利用者同士がマナーを守り、なごやかに入浴できるように配慮する。
- 新 ②心身の衰えにより入浴への意欲がなくなった利用者に入浴をうながし、清潔を保てるように配慮する。
- ③循環風呂の衛生に努めるとともに、利用者が「準天然温泉」を利用し、楽しみと健康増進を図れるようにする。

(4) 健康管理

- ①血圧の気になる利用者の血圧測定を実施し、利用者の健康維持に努める。
- ②病院受診忘れや薬の飲み忘れをする利用者に対して、声をかけたり、通院の手配や薬の仕分けをするなどの援助をする。
- 新 ③インフルエンザやノロウイルスなど感染症への対策として、利用者へうがい、手洗いの重要性を説明し、マスクの着用を呼びかける。

(5) 行事、クラブ活動

- ①利用者同士が親睦をはかり、生きがいや心の安寧が得られるように適切な行事やク

ラブ活動を企画し参加を促す。

②パズルや計算ドリルなどの活用を通して、楽しみながら心身の活性化を図る。

③季節ごとの行事食作りを行い利用者同士の親睦を図る。

④利用者がさまざまな地域活動に参加することを支援する。

⑤園内行事へ地域住民や家族の方の参加、交流を勧める。

(6) 緊急時の対応

①夜間の緊急時、宿直者からのスムーズな連絡により緊急時の対応がより迅速にできるようにする。

②家族への連絡が迅速に図れるように職員体制を整備する。

(7) 安全確保

安全管理体制の強化、防災訓練の実施、消防・防災設備の充実に努める。

(8) 施設設備

建物・設備等の管理・整備・修改善に努め、生活環境の向上を図る。

平成23年度

梁川ホームデイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 利用者の権利擁護と個人情報保護法に基づく秘密保持の徹底を図る。
- (2) 利用者が日常生活を営むうえで生活障害を軽減し、社会参加を促すと同時に利用者の家族の身体的・精神的介護負担の軽減を図る。
- (3) 利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の援助、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を行う。
- (4) 介護予防支援による利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- (5) 関係市町村、地域包括支援ネットワークとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 居宅サービス計画、通所介護計画、介護予防通所介護計画に基づき利用者個別のサービス提供に努める。

2. 事業内容

(1) レクリエーション

個別レクリエーションの導入にて個別対応を行い、きめ細かなサービスに配慮するとともに、アクティビティサービスにおいてはオーダーレクリエーションを通所介護計画に位置づけ、利用者のサービス提供に努める。

(2) 入浴

楽しみのある入浴サービスを提供するよう、季節に応じた五感に働きかけるような『特別風呂』を実施する。

(3) 機能訓練の充実

外部講師の指導により、個別機能訓練や運動器機能訓練のサービス提供の向上を目指す。

(4) リスクマネジメント

梁川ホームリスクマネジメント委員会を中心に組織的に事故の分析改善策の周知徹底、安全を目指すマニュアルの習得に努め、福祉サービスの質の向上により、安全の確保及び事故防止に努める。

(5) 認知症介護

認知症高齢者の理解を深め、認知症の進行の予防と、個々の能力の維持向上を図ることが出来るようなアクティビティを提供していくと共に、家族と認知症についての情報を共有していくための取り組みを行う。

(6) 家族

利用の様子のお知らせや介護の知識普及を目的として、デイサービス広報紙を定期的に発行する。

(7) ボランティア受入

新 地域住民とのふれあいを通して利用者を楽しみを持っていただけるよう、地域住民にボランティアをしていただくための働きかけを行う。

(8) 利用者増加のための取り組み

①デイサービス利用者のご家族向けにフリー参観日を設け、デイサービスの利用の状況を確認していただくとともに、デイサービス未利用者及び家族に向けても見学をお勧めし、合わせて各居宅介護支援事業所にも同様の働きかけを行い、サービスの内容を理解していただき、利用者増加を図る。

②デイサービス利用状況の情報（空き情報や特徴）提供を行い、各居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携をとり、利用者の増加を図る。

平成23年度

梁川ホーム指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅支援の専門家集団として、個々の職員の技術の向上と人間性の研磨に努め、事業を通して社会福祉に貢献する。
- (2) 要介護者や家族の意向を重視した上で、専門的な見地からケアプランを組み立て、豊かでやすらぎのある在宅生活を支援する。
- (3) 利用者ニーズと社会資源の架け橋として、情報収集や各機関との連絡を徹底し、常に公平中立を期し、地域ケアにおけるコーディネーターとしての役割を果たす。
- (3) 常に利用者や家族、サービス担当者とのコミュニケーションを密にし、それぞれの信頼関係に基づいた介護サービスがなされるように努める。
- (5) 利用者の権利擁護と個人情報保護法等に基づく秘密保持の徹底を図る。
- (6) 利用者の介護予防、自立支援を図り、生活の質を向上できるよう支援する。

2. 事業内容

- 新 (1) ケアプラン援助方針やサービスの中味をお互いに検証し、ケアマネジャーの資質向上を図る。
- (2) 事業所全体で個々の利用者及び支援経過の共通理解を深め、利用者に安心感を持ってもらえるように支援していく。
- (3) 医療機関及びサービス事業所と、利用者を囲むケアチームを編成し、利用者が安心して在宅生活を送ることを支援する。
- 新 (4) アセスメントから利用者の生活内のリスクを意識し、利用者のケアプラン作成を行い、ケアマネジメントの質の向上をすすめる。
- 新 (5) 認知症介護委員会の活動を通して、認知症高齢者が安心して地域で生活が送れるよう支援していく。

平成23年度

伊達市梁川地域包括援センター事業計画

1. 事業方針

- (1) 介護予防、地域支援事業実施要綱に基づき地域包括ケア及び介護予防を推進する。
- (2) 地域で暮らす高齢者が自立した生活を営めるよう支援する。
- (3) 職員は、地域包括支援センターの意義・役割、各専門職の者が主として行う業務、他の専門職との連携等について理解し、業務を行う。

2. 事業内容

- (1) 介護予防ケアマネジメント
 - ①地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する。
 - ②介護予防事業対象者である二次予防高齢者が、筋力トレーニング事業や栄養改善および口腔機能の向上事業に参加し、健康づくりに努め、介護予防を図ることができるように支援する。
 - ③二次予防高齢者が閉じこもり予防の訪問指導事業に参加し、介護予防を図ることができるように支援する。
 - ④新予防給付に関わることにより、できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援する。
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメント
 - ①各関係機関と連携を図りながら地域に根ざした活動を行う。
 - ②地域における介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定し、支援困難事例等について各専門職や関係機関との連携により支援に努める。
- (3) 地域住民の実態把握・総合相談
 - ①地域におけるネットワーク構築を図ると共に、社会資源、ニーズの把握に努める。
 - ②健康教室や講習会等を依頼に応じて随時行い地域の介護予防に対する啓発を行う。
- (4) 権利擁護業務（成年後見制度、虐待防止、消費者被害の防止 等）
 - ①伊達市高齢者虐待に係る事務処理要綱に基づき、虐待の通報を受けた時は速やかに対応する。
 - ②成年後見制度の活用や老人福祉施設等の入所についての支援に努める。
 - ③消費者被害防止等の必要が生じた場合には、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告する。
- (5) その他
 - ①職員は随時、研修会等を開催・参加し、業務を行う上での必要な知識・技能の向上を図る。
 - ②職員は、緊急な事態に常に対応できるような体制に努める。

3. 地域包括センターケア会議・内部研修等

- ①定期的に市町村の関係機関や、他の地域包括支援センター等と会議・研修会を行うことによって互いの連携を密にすると共に情報の共有・地域の実態把握に努める。また、当センター内においても随時、内部研修会を行うこととする。

新 ②平成24年度に見直しされる介護保険制度の情報把握に努める。